

## 1 情報公開制度の内容

情報公開制度は、小田原市情報公開条例に基づき実施しています。条例の概要は次のとおりです。

### (1) 制度の目的（第1条）

この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の「知る権利」を尊重して、公文書公開請求の権利や情報公開について必要な事項を定めることにより、市民と情報を共有し、市政への市民参加を促進することで、市民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政を推進することを目的としています。

### (2) 用語の意義（第2条）

- ア 実施機関…議会、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び小田原市土地開発公社をいいます。
- イ 公文書…職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）で、職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいいます。

### (3) 解釈及び運用（第3条）

- ア 市の保有する情報の公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようにします。
- イ 他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をします。
- ウ 市の保有する情報は、公開を原則とし、非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめます。
- エ 市の保有する情報は、積極的に提供するように努めます。
- オ 市民にとってわかりやすく、利用しやすい制度とします。

### (4) 実施機関の責務（第4条）

実施機関及びその職員が公文書公開請求に係る事務に従事する場合は、条例の目的に即し、公正かつ誠実にその事務を遂行しなければなりません。

### (5) 利用者の責務（第5条）

利用者は、条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、得た情報を適正に使用しなければなりません。

## (6) 公文書の公開

### ア 請求できる人（第6条）

どなたでも、実施機関に対して、その保有する公文書の公開を請求できます。

### イ 公開の義務（第8条）

実施機関は、公文書の公開請求があったとき、次の6項目に該当する情報のいずれかが記録されている場合を除き、公文書を公開しなければなりません。

- (ア) 個人に関する情報
- (イ) 法人等に関する情報
- (ウ) 市等及び国等の審議等に関する情報
- (エ) 事務事業の執行に関する情報
- (オ) 公共の安全に関する情報
- (カ) 法令秘情報

### ウ 部分公開（第9条）

実施機関は、公開請求のあった公文書の一部に非公開情報が記録されている場合で、非公開情報が記録されている部分を容易に区別して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき公開しなければなりません。

### エ 公文書の存否に関する情報（第10条）

公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることが、非公開情報を公開した場合と同様の結果をもたらす場合、当該公開請求に対する応答を拒むことがあります。

### オ 請求に対する決定等（第11条、第14条）

実施機関は、公開の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して10日以内（市の休日は算入しない。）に公開又は非公開の決定をし、その旨を書面により通知します。

ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります。

なお、公開の決定をしたときは、速やかに公文書の閲覧又は写しの交付により公開します。

### カ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第13条）

公開請求された公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、公開の決定前に第三者に対して意見書提出の機会を付与することがあります。

### キ 費用負担（第16条）

公文書の公開に係る手数料は、不要です。

ただし、公文書の写しの交付を受けるときは、作成代（コピー代など）がかかります。白黒コピーの場合は、1面につき10円がかかります。

#### **(7) 情報公開審査会（第17条、第20条、第32条）**

実施機関は、請求に対する決定に対して審査請求があった場合は、学識経験者で構成される小田原市情報公開審査会（以下、「審査会」という。）に諮問し、その答申を最大限に尊重して決定をします。

また、審査会は、審査請求に係る事件に関して、必要な調査などを行うことができます。

なお、審査会の委員には、在任中、退任後を問わず、守秘義務が課されています。違反すると、この条例の規定にのっとり罰せられます。

#### **(8) 会議の公開（第24条）**

実施機関が行う審議会などは、次の3項目に該当する場合を除き公開することになっています。

ア 他の法令などに特別の定めがあるとき。

イ 非公開情報について審議、審査、調査などを行うとき。

ウ 公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会などが全部又は一部を公開しないとしたとき。

#### **(9) 情報公開の総合的な推進（第25条、第26条、第27条）**

実施機関は、公開請求者が容易に請求できるよう、公文書の特定に役に立つ情報の提供や利便の考慮をします。

また、市政に関する情報を市民が容易に得られるようにするため、保有する情報を積極的に提供すると同時に、さらなる充実に努めます。

そして、この条例に基づく情報公開制度を公正かつ円滑に運営するため、積極的に改善に取り組み、情報公開の総合的な推進に努めます。

#### **(10) 出資団体などの情報公開（第28条）**

市が出資や財政上の援助を行っている団体は、その公共性にかんがみ、情報の公開を努めるようにします。

また、出資団体のうち、実施機関が指定した団体については、その保有する文書などの公開について、公開の手法などを定めた規程を整備し、適正に運用するように努めなければなりません。

#### **(11) 公文書の管理など（第29条）**

実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に役に立つべく、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準などを定め、適正に管理することになっています。

また、公文書の目録を作成し、どなたでも閲覧できるようにします。

**(12) 運用状況の公表(第30条)**

市長は、毎年度、この条例の運用状況について取りまとめ、公表します。

## 2 情報公開制度の運用状況（令和5年3月31日現在）

### （1）公開請求の状況

令和4年度の請求者数は93人で、請求件数は227件でした。

なお、小田原市の情報公開制度は、平成元年4月から開始し、令和4年度末現在で請求者数は4,846人、請求件数は10,857件に達しています。【表-1】

【表-1】請求者数及び請求件数の内訳

区分	H元～29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
請求者数	4,294	100	120	117	122	93	4,846人
請求件数	9,645	271	252	217	245	227	10,857件

令和4年度の請求件数227件の内訳は、「市内に住所を有する者」が94件、「市内に事務所等を有するもの」34件、「市外に住所を有する者」が38件、「市外に事務所等を有するもの」が61件でした。【表-2】

【表-2】公文書公開の請求件数内訳（単位：件）

区分	H元～29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
市内に住所を有する者	2,131	40	58	70	58	94	2,451
市内に事務所等を有するもの	1,642	101	83	57	53	34	1,970
市外に住所を有する者	2,135	45	39	23	42	38	2,322
市外に事務所等を有するもの	3,737	85	72	67	92	61	4,114
計	9,645	271	252	217	245	227	10,857

令和4年度の請求件数227件を実施機関別にみると、市長が187件、教育委員会が13件、議会が5件、選挙管理委員会が1件、土地開発公社が1件、病院事業管理者が20件でした。【表-3】

【表-3】公文書公開の実施機関別内訳（単位：件）

区分	H元～29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
市長	8,974	210	234	198	227	187	10,030
教育委員会	528	56	13	10	12	13	632
議会	96	1	1	7	3	5	113
選挙管理委員会	21	0	3	2	0	1	27
公平委員会	3	0	0	0	0	0	3
農業委員会	16	4	1	0	1	0	22
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	4	0	0	0	0	0	4
土地開発公社	3	0	0	0	0	1	4
病院事業管理者	—	—	—	—	2	20	22
計	9,645	271	252	217	245	227	10,857

※ 市が出資その他財政上の援助を行う団体（「出資団体等」という。）のうち市の出資率が1/2以上の法人を指定団体といい、公益財団法人小田原市体育協会、一般財団法人小田原市事業協会、株式会社小田原水道サービスセンターの3団体があります。なお、これらの指定団体は情報公開に関してそれぞれ規程を整備し、その規程に基づいた運用を行っています。令和4年度に指定団体への情報公開請求はありませんでした。

## （２）公開請求に対する処理状況

227件の請求に対する処理状況は、公開が87件、一部公開が98件、非公開が2件、不存在が36件、却下が0件、存否応答拒否が1件、取下げが3件でした。 【表－4】

【表－4】公文書公開の処理状況（単位：件）

区 分	H元～29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計	構成比(%)
処理区分	公 開	7,708	166	126	97	109	8,293	76.4
	一部公開	1,599	96	113	103	110	2,119	19.5
	非公開	42	0	2	0	3	49	0.5
	不存在	217	5	4	8	17	287	2.6
	却下		0	0	0	0		
	存否応答拒否	5	1	1	0	0	1	8
請求の取下げ	74	3	6	9	6	3	101	0.9
計	9,645	271	252	217	245	227	10,857	100

非公開及び一部公開の決定をした100件の非公開理由を条例第8条の適用除外事項別にみると、個人に関する情報（第1号）該当が85件、法人等に関する情報（第2号）該当が33件、審議等に関する情報（第3号）該当が7件、事務事業の執行に関する情報（第4号）該当が4件、公共の安全に関する情報（第5号）該当が5件、法令秘情報（第6号）該当が0件となっています。 【表－5】

【表－5】非公開情報の適用除外事項別内訳（単位：件）

適用除外事項	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
個人に関する情報（第1号）	95	86	98	86	93	85
法人等に関する情報（第2号）	5	8	34	40	56	33
審議等に関する情報（第3号）	0	1	0	1	7	7
事務事業の執行に関する情報（第4号）	24	6	5	1	2	4
公共の安全に関する情報（第5号）	49	43	53	10	11	5
法令秘情報（第6号）	0	0	0	0	1	0
計	173	144	190	138	170	134

※ 1つの情報が複数の適用除外事項に該当する場合は、それぞれ重複して掲げてあります。

令和4年度の主な請求内容及び処理状況は、【表-6】のとおりです。

【表-6】令和4年度 主な公文書公開の請求内容及び処理状況

請求内容	担当課	決定	非公開理由
工事に関する金額入り設計書等一式	農政課	公開	
	建設政策課		
	下水道整備課		
	学校安全課		
境界確定報告書	土木管理課	一部公開	個人情報の保護、法人情報の保護、印影偽造防止のため
道路位置指定同意書、線形同意書	建築指導課		
建設リサイクル法の届出処理簿			
会議録	経営総務課 議会総務課		

(3) 請求拒否処分に対する審査請求

令和4年度中、請求拒否処分に対する審査請求は、1件ありました。

なお、平成元年の公文書公開条例制定から令和4年度末までの間に合計34件の審査請求があり、小田原市情報公開審査会から29件の事案（取下げ4件を除く）について答申が出されています。実施機関では、すべてについて答申どおり決定しています。

【表-7A】【表-7B】

【表-7A】請求拒否処分に対する審査請求の処理件数

	件数	小田原市情報公開審査会				決定及び 裁決件数
		諮問件数	答申件数	審議中	取下げ	
審査請求	34件	34件	29件	1件	(原処分の取 消しを含む) 4件	29件

- ※ 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）により、不服申立て（異議申立て及び審査請求）の手続きは、審査請求に一元化されました。処理件数は、改正前の異議申立ての件数を含んでいます。
- ※ 次頁【表-7B】の諮問番号9は制度の改善に関する諮問ですので、異議申立てによる実施機関からの諮問数は29件です。なお、諮問番号18は諮問が取下げられた後、原処分を取り消す決定を行ったため、決定件数に加算しています。

【表一 7 B】 請求拒否処分に対する異議申立て及び審査請求の処理状況

諮問 番号	異 議 申 立 て 事 案	実 施 機 関	年 月 日		審 査 会 の 答 申 内 容	異 議 申 立 て に 対 する 決 定
			申立	年月日		
1	体罰事故の生じた場合の 報告書非公開の件	教育委員会	申立	H5. 10. 19	一部を除いて 公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H5. 11. 18		
			答申	H7. 2. 6		
			決定	H7. 4. 25		
2	いじめ報告書小・中学校 分不存在の件	教育委員会	申立	H5. 10. 19	不受理決定を取消し、 報告書のうち、いじめ に関するものについて、 公開又は非公開の 判断をするべき	不受理決定を 取り消し、8件の 報告書を一部公開 (変更)
			諮問	H6. 2. 18		
			答申	H8. 4. 22		
			決定	H8. 7. 26		
3	市都市計画審議会資料及 び議事録一部非公開の件	市 長	申立	H6. 10. 31		
			諮問	H6. 11. 8		
			取下	H8. 3. 18		
4	少年院移転問題特別委員 会資料及び会議録非公開 の件	議 会	申立	H6. 10. 31		
			諮問	H6. 11. 11		
			取下	H8. 4. 22		
5	平成9年1月16日県教 育庁総務室訪問の復命書 不存在の件	教育委員会	申立	H9. 7. 18	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H10. 2. 25		
			答申	H10. 10. 19		
			決定	H10. 11. 26		
6	小田原市最終処分場建設 受入れに伴う要望書非公 開の件	市 長	申立	H10. 5. 25	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H10. 6. 19		
			答申	H11. 7. 26		
			決定	H11. 8. 20		
7	小田原市最終処分場建設 受入れに伴う要望書に対 する回答書非公開の件	市 長	申立	H10. 5. 25		
			諮問	H10. 6. 19		
			取下	H11. 3. 16		
8	市内在住の介護保険被保 険者で不服審査請求を行 った者に係る一次判定結 果等非公開の件	市 長	申立	H12. 5. 19	一部を除いて 公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H12. 5. 23		
			答申	H13. 4. 25		
			決定	H13. 5. 15		
9	小田原市の情報公開制度 のあり方について	市 長	諮問	H13. 4. 6		
			答申	H14. 8. 9		
10	介護保険サービス量の見 込み(中間値保険料)非 公開の件	市 長	申立	H14. 9. 26	公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	H14. 10. 3		
			答申	H15. 2. 4		
			決定	H15. 2. 13		
11	健康リフレッシュセンター 施設運営事業提案競技審 査会の議事録又はこれに 準ずるものの一部公開の 件	市 長	申立	H16. 10. 20	議事録については 不存在を認め、一部 公開文書について は、公開範囲を変更	答申どおり (変更)
			諮問	H16. 11. 4		
			答申	H17. 3. 28		
			決定	H17. 3. 31		
12	配水管工事のメーカー見 積書一部公開の件	市 長	申立	H18. 11. 7	公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	H18. 11. 15		
			答申	H19. 9. 28		
			決定	H19. 10. 15		



諮問 番号	異議申立て事案	実施機関	年 月 日		審 査 会 の 答 申 内 容	異議申立てに 対する決定
			申立	年月日		
13	(仮称)城下町ホール整備事業の協議記録文書不 存在の件	市 長	申立	H19. 1. 24	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 2. 5		
			答申	H20. 1. 24		
			決定	H20. 1. 31		
14	市道工事についての手紙 非公開の件	市 長	申立	H19. 3. 26	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 3. 30		
			答申	H19.11. 5		
			決定	H19.11.12		
15	(仮称)城下町ホール整備 事業費一部公開の件	市 長	申立	H19. 5. 29	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 6. 11		
			答申	H20. 8. 22		
			決定	H20. 8. 28		
16	(仮称)城下町ホール設 計図書一部公開の件	市 長	申立	H19. 8. 2	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 8. 20		
			答申	H20.12.25		
			決定	H21. 1. 7		
17	全国学力・学習状況調査 結果一部公開の件	教育委員会	申立	H20. 1. 11	平成 19 年 4 月に実施 した全国学力・学習調 査の小田原市の平均正 答率、学習状況調査の 結果、学校状況の結果 については公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H20. 1. 28		
			答申	H21. 6. 30		
			決定	H21. 7. 31		
18	ごみ処理広域化協議会議 事録一部公開の件	市 長	申立	H20. 1. 18	諮問取り下げ (H21. 6. 22)	原処分を取り 消し、全部公開
			諮問	H20. 1. 30		
			答申			
			決定	H21. 6. 23		
19	小田原駅・小田原城周辺ま ちづくり検討委員会第3回 議事を録音した電磁的記録 の公開請求却下の件	市 長	申立	H21. 1. 23	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H21. 1. 28		
			答申	H22. 2. 18		
			決定	H22. 2. 23		
20	騒音規制法に基づく特 定施設設置届出書の部 分公開の件	市 長	申立	H25. 3. 21	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H25. 3. 29		
			答申	H26. 1. 8		
			決定	H26. 3. 26		
21	改善計画の内容を確認 した調査報告書の不存 在の件	市 長	申立	H25. 3. 21	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H25. 3. 29		
			答申	H26. 1. 8		
			決定	H26. 3. 26		
22	全国学力・学習調査の学 校ごとの結果の非公開 の件	教育委員会	申立	H26.10.29	平成 26 年 4 月に実施 した全国学力・学習調 査の市立小中学校の 平均正答率等の結果 は、学校名を特定でき る部分を非公開とし た一部公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H26.11.29		
			答申	H27.10.27		
			決定	H27.10.30		
23	小田原地下街への出店 に係る賃貸借契約書等 一部公開の件	市 長	申立	H27. 9. 7	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H27. 9. 17		
			答申	H28. 5. 2		
			決定	H28. 6. 2		
24	小田原市民生委員児童委員 協議会に対する補助金交付 に関し、審査もしくは調査 の対象となった書類等資料 不存在的件	市 長	申立	H27.12.25	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H28. 1. 7		
			答申	H28. 8. 12		
			決定	H28. 8. 30		

諮問 番号	審査請求事案	実施機関	年月日		審査会 の 審査 内容	審査請求に 対する裁決
			申立	年月日		
25	小田原有機の里づくり協議会の規約、決算書及び事業計画書の一部公開の件	市長	申立	H29. 3. 2	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H29. 4. 19		
			答申	H29. 7. 24		
			裁決	H29. 8. 15		
26	2015年6月に発生した新幹線火災の火災調査書の一部公開の件	市長	申立	H29. 8. 19	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H29. 10. 6		
			答申	H30. 3. 13		
			裁決	H30. 3. 23		
27	ごみ収集・運搬業務委託執行決裁書類における業務執行調書中の予算額ほかの一部公開の件	市長	申立	H30.10. 2	一部公開決定を取り消し、公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	H31. 2. 26		
			答申	R1. 8. 9		
			裁決	R1. 9. 4		
28	リサイクルセンター等運転業務契約ほか4業務の契約における業務執行調書中の予算額ほかの一部公開の件	市長	申立	H31. 3. 26	一部公開決定を取り消し、公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	R1. 7. 2		
			答申	R1.12. 9		
			裁決	R1.12. 24		
29	一般廃棄物圧縮保管業務契約並びに焼却灰積込及び運搬業務契約における業務執行調書中の予算額ほかの一部公開の件	市長	申立	H31. 3. 26	一部公開決定を取り消し、公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	R1. 7. 2		
			答申	R1.12. 9		
			裁決	R1.12. 24		
30	執行費用処理状況の書類不存在の件	市長	申立	R3. 9. 27	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	R4. 1. 24		
			答申	R4.10. 19		
			裁決	R5. 2. 7		
31	令和3年10月の市長の日程表の公文書一部公開決定の件	市長	申立	R3.11. 24	決定を変更し、一部を除き公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	R4. 1. 27		
			答申	R4.10. 19		
			裁決	R4.12. 19		
32	令和3年10月の市長乗車の公用車の行先及び同乗者名の公文書一部公開決定の件	市長	申立	R4. 1. 4	決定を変更し、一部を除き公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	R4. 2. 18		
			答申	R4.10. 19		
			裁決	R4.12. 19		
33	特定の事業者との覚書等の書類不存在の件	市長	申立	R3.10. 31	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	R4. 2. 28		
			答申	R4.10. 19		
			裁決	R5. 2. 7		
34	令和3年10月の市長の旅行命令申請の公文書一部公開決定の件	市長	申立	R4. 1. 28	審査請求の却下が妥当	答申どおり (却下)
			諮問	R4. 3. 17		
			答申	R4.10. 19		
			裁決	R4.12. 19		
35	協議会の分担金納付に関する書類不存在の件	市長	申立	R4. 9. 7		
			諮問	R4.11. 24		
			答申			
			裁決			

#### (4) 情報公開審査会の状況

令和4年度は、諮問第30号から第35号の事案についての審議を行いました。情報公開審査会の開催状況は、次のとおりです。【表-8A】【表-8B】

【表-8A】情報公開審査会開催状況

諮問番号	日時	審議内容等
30~34	R4. 5. 9	諮問第30号「執行費用処理状況の書類不存在的の件」、諮問第31号「令和3年10月の市長の日程表の公文書一部公開決定の件」、諮問第32号「令和3年10月の市長乗車の公用車の行先及び同乗者名の公文書一部公開決定の件」、諮問第33号「特定の事業者との覚書等の書類不存在的の件」及び 諮問第34号「令和3年10月の市長の旅行命令申請の公文書一部公開決定の件」に係る実施機関への聴き取り及び事案の審議
	R4. 6. 30	事案の審議
	R4. 8. 9	答申案の検討
35	R4. 12. 1	諮問第35号「協議会の分担金納付に関する書類不存在的の件」の事案の審議
	R5. 1. 19	事案の審議
	R5. 3. 28	答申案の検討

【表-8B】情報公開審査会委員（令和5年3月31日現在）

氏名	職業	役職名	その他
林 良 英	小田原市社会福祉協議会常務理事	会長	1期目(令和3年4月1日~)
三川 真由美	弁護士	会長職務代理者	7期目(平成19年4月1日~)
嘉 藤 亮	神奈川大学法学部教授	委員	2期目(平成29年4月1日~)
塩原 真理子	東海大学法学部准教授	委員	6期目(平成21年4月1日~)
伊奈 誠司	弁護士	委員	1期目(平成31年4月1日~)

#### (5) 会議の公開状況

小田原市情報公開条例第24条には、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関等の会議は、原則公開すると規定されています。

令和4年度は、141件の会議が開催され（書面会議含む）、そのうち公開されたものは112件、一部公開されたものは7件、非公開とされたものは22件でした。会議の傍聴者は、20人でした。 【表-9】

【表—9】会議の公開状況（単位：件）

区 分	H15～29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	合計
公開	1,727	80	63	49	72	112	2,103
一部公開	240	16	18	7	12	7	300
非公開	221	16	37	34	41	22	371
計	2,188	112	118	90	125	141	2,774
傍聴人数 (人)	2,774	82	59	48	31	20	3,014

- ※ 会議開催のお知らせは、行政情報センター掲示板、小田原市ホームページに掲載しています。
- ※ 非公開となる会議は、非公開情報（例えば、個人情報など）について、審議を行う場合などです。
- ※ 件数は延べ会議開催件数です。（会議全体の数ではありません。）
- ※ 対象者認定等のため定例的に開催している会議（介護認定審査会、障害程度区分認定審査会等）は、件数から除いています。
- ※ 書面会議については、概要や資料が公開されたものでも、非公開として計上しています。